

## 7 . 第二次大戦中の連国会談

第二次世界大戦は、1939年のナチス・ドイツによるポーランド侵攻に始まり、1945年の日本降伏に至るまでの約5年間にわたる戦争である。

日本・ドイツ・イタリアを中心とする枢軸国と、イギリス・フランス・アメリカ・ソ連を中心とする連合国とが戦った戦争であり、最終的に連合国側の勝利に終わったことは周知の通りである。

大戦中、連合国側首脳は、数次にわたる会談を設けている。主なものとして、1941年の大西洋会談、アルカディア会談、1943年のカサブランカ会談、カイロ会談、テヘラン会談、1944年のダンバートン・オークス会談、1945年のヤルタ会談、サンフランシスコ会議、ポツダム会談などである。

この章では、これらの会談の中から、特に対日戦争についての決定が為された会談と、戦後の国際連合の設立に影響を与えた会談について、その内容を概観する。ただし、ポツダム宣言に関してはその重要性が特に高いので、次章で別個に扱うこととする。

### ・大西洋会談

大西洋会談は、1941年の8月に行われた。この会談では、米大統領ルーズベルトと、英首相チャーチルによって「大西洋憲章」が調印された。この憲章は、「1.合衆国と英国の領土拡大意図の否定、2.領土変更における関係国の人民の意思の尊重、3.政府形態を選択する人民の権利、4.自由貿易の拡大、5.経済協力の発展、6.恐怖と欠乏からの自由の必要性、7.航海の自由の必要性、8.一般的安全保障のための仕組みの必要性」という8つの内容からなっている。この内容は、のちの国際連合設立にあたり、その基本理念となる国連憲章のベースとなっている。

### ・アルカディア会談

アルカディア会談は、1941年12月から翌年1月にかけて行われた。この会談では、連合国による対枢軸国戦争としての第二次大戦の意義を宣言し、また国際連合の設立の基礎となった「連合国共同宣言」が発表された。米英中ソなどの連合国の国々が署名している。

### ・カイロ会談

カイロ会談は、1943年11月に開かれた。この会談では、主に連合国の対日方針が検討された。

米大統領ルーズベルト、英首相チャーチル、中華民国主席蒋介石が参加した。この会談の最後に発表された声明は、「カイロ宣言」と呼ばれている。内容としては「米英中の対日戦争継続表明、日本の無条件降伏への言及、連合国の日本への将来的な軍事行動の協定、満洲・台湾・澎湖諸島の中華民国に返還、朝鮮の独立、第一次世界大戦後に日本が獲得した海外領土の剥奪」などとなっている。この宣言の内容は、基本的に後のポツダム宣言でも踏襲され、日本の降伏条件の一つとして捉えられている。

### ・ダンバートン・オークス会談

この会談では、第二次大戦後の国際機構の設立が話し合われた。事実上の国際連合の出発点であり、国連憲章の元となった、「一般的国際機構設立に関する提案」が作成された。

## ・ヤルタ会談

ヤルタ会談は、1945年2月に米英ソの首脳により行われた会談である。会議では、ドイツの戦後処理が主に話し合われた。一方で、この会議では国際連合の安全保障理事会の採決において、米英仏中ソの五カ国が拒否権を持つことが決定された。

また、この会議ではソ連の対日参戦を取り決めた「ヤルタ協定(ないしヤルタ密約)」が結ばれた。この協定は、ドイツ降伏の2-3か月後に、ソ連が日ソ中立条約を破棄して参戦することが約束され、その条件として、「モンゴルの現状は維持されること、樺太(サハリン)南部をソ連に返還すること、千島列島をソ連に引き渡すこと、満州の港湾と鉄道におけるソ連の権益確保」などが決められた。

## ・サンフランシスコ会議

サンフランシスコ会議は、1945年6月に、国際連合の設立ならびに国連憲章の採択が行われた会議である。国連憲章は、6月26日、50カ国により署名され、またこの会議後、1945年10月24日に国際連合は正規に発足することとなった。また、この憲章の第2条3項と4項は、日本国憲法の9条との類似性を見いだすことが出来、9条の制定に何らかの影響を与えたという解釈も成り立つ。

### (国際連合憲章・国際連合広報センターより引用)

(前文)われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

### 第1章 目的及び原則

(第1条)国際連合の目的は、次のとおりである。国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。これらの共通の目的の達成に当たって諸国の行動を調和するための中心となること。

(第2条)この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。1.この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。2.すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。3.すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。4.すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。(以下省略)